

「心の教育」は知らない！市民会議 様
京都・市民・オンブズパースン委員会 様

2009年2月23日付けの文書に対する回答について

標記の件につきまして、所管局であります教育委員会より以下のとおり回答いたします。

教育委員会におきましては、昨年10月9日の監査勧告（監第61-1号及び61-2号京都市職員措置請求に係る監査の結果に係る勧告）を厳粛に受け止め、タクシーチケットの取扱いの厳正化に向け、監査勧告で求められた追加調査を鋭意進めるとともに、教育委員会の独自基準を加えた調査も実施し、その結果を、本年2月10日に公表したところです。

これらの調査の結果、教育委員会総務課としての運用に基づいたタクシーチケットの使用が、現在の社会情勢等からして認め難いと判断したもののについて、全額を当該職員が直ちに返還しております。

また、結果的に、過払いと認定した時間外勤務手当や通勤手当につきましては、手当の報告や請求時における事務上の誤り、本人の錯誤・見落としによるものと考えられ、意図的なものではないと判断しておりますが、これら手当分につきましても、所要額を当該職員から返還を受けております。なお、通勤手当の過払い分の返還につきましては、地方自治法に基づき返還請求（消滅時効5年）した手当分に加え、当該職員の意思により、事実発生時にまで遡及した所要額が自主返還されております。

しかし、~~調査の結果において、タクシーチケット取扱要領に定められた事務処理が遵守されていなかったことが判明したことから、~~当時の職責やその件数等に応じて、対象職員に譴責処分を行いました。市長部局に転出した対象職員2名についても、教育委員会の処分を勘案のうえ、譴責処分が行われています。

年度を遡った調査を行うことにつきましては、タクシーチケット使用報告書等の関係文書は、京都市公文書管理規則において、1年保存とされているため、平成18年度以前の関係文書が保存されていないことから、実質的に不可能です。しかし、今回、新たに公文書公開請求されました職員2名の今年度のタクシーチケットの使用実態及びその事務上の取扱い状況につきましては、監査結果で示された基準に加え、教育委員会の独自基準に基づき、現在、調査を行っているところです。その結果、必要な場合は、当該職員に所要額の返還を求めて参ります。

なお、監査勧告で示された基準に基づくタクシーチケットの取扱い及び適正な事務処理につきましては、監査勧告を受けた翌日には、全所属に文書での周知を行うとともに、その後も、定例会等の機会あるごとに勧告内容の徹底を図っているところです。

今後とも、今回の監査勧告を厳粛に受け止めるとともに、市民の皆様の理解が得られるよう、より厳正な事務の執行に努めてまいります。

平成21年3月9日

京都市教育委員会
教育長 高桑 三男